

27

2009.03

# 新修 名古屋市史だより



名古屋市市政資料館

## 第24回「新修名古屋市史を語る集い」から

# 資料編「近世3」・「現代」の内容を紹介

「新修名古屋市史」編さん事業は、本文編に続き平成十四年度から資料編の編さんに着手してきましたが、四回目の配本として「近代2」と「民俗」を今年三月に刊行し、五月から発売できる運びとなりました。続いて二十一年度には「近世2」を、さらに二十二年度には「近世3」と「現代」をそれぞれ発刊する予定で、鋭意作業を進めているところです。

こうした中、昨年十一月二十九日、ウイルあいち(名古屋市東区)で開催しました「第24回新修名古屋市史を語る集い」では、「近世3」と「現代」について、その内容の一端をそれぞれの編集委員や調査員に講演していただきました。会場には多くの市民や歴史愛好家の方々が訪れ、二時間半にわたる充実した集いとなりました。今回はその内容をご紹介します。



## 資料編「近世3」から

### 近世交通史の課題

― 研究史の整理を中心に ―

「近世3」編集委員 吉 永 昭

(前福山大学長)

### I はじめに

私どもが「新修名古屋市史」本文編の第四巻を刊行いたしましたのが平成十一年三月で、今年はそのから九年目にあたります。私どもの部会は、この四月から新しく近世後期を中心にした資料編の編さんに着手しており、現在のところ、全体を四章に分けて、第一章が藩政、第二章が商工業の発達と町民の生活、第三章が交通、第四章が文化といった形で構想を立てております。本日は、その中から特に交通の問題を取り上げて、皆様方のご意見をできるだけ多く受けとめて、新しい資料編の中に生かしてまいりたいと考えています。

### II 研究史の整理について

いうまでもなく、私どもが交通史を研究しようとする場合、まずはその対象とするテーマについて、これまでに誰が、どういった研究を既に行っているのかを調査・整理し、それを踏まえて新しく研究に取り組むことが必要だと思えます。具体的には、そのテーマについて、どのような著書(県史・市町村史を含む)や論文が書かれているのかを調査することがまずは必要になってまいります。それを文献整理と呼ぶことができるかと思えます。

次に、現在、交通史研究では、どういった分野で、どういった研究テーマで、どういった点が問題になっているのかを、さらに内容に立ち入って調査・整理することが必要になってまいります。それを研究課題の整理と呼ぶことができるかと思えます。

#### 1 文献整理について

本日は、皆様方の手元に、名古屋市域に属する熱田(宮)と鳴海両宿が東海道五十三次の各宿場町の中で、どの程度の規模を持っていたのかを知るために、「天保十四年(一八四三)東海道宿場一覽」(豊川市二川宿本陣資料

館「展示資料解題」(一)を配布させていただきました。次に熱田・鳴海両宿をも含めた東海道五十三次の各宿場町に関するこれまでの諸研究を調査し、その結果である文献目録を作成してそれを配布させていただきました。この文献目録は二つの分野に分かれ、前半は東海道五十三次の各宿場ごとに、その宿場についてこれまで研究された著書(県史・市町村史を含む)をまずは紹介する内容になっております。後半は市域の熱田・鳴海両宿を含めて愛知県下の各宿場町、具体的には東から二川、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、池鯉鮒(知立)、鳴海、熱田の各宿場について、前半で紹介した著作は除いて別に、これまで研究され、発表された諸論文を、これを著者別にまとめて紹介する内容になっております。

このお手元に配布いたしました文献整理は、短期間に急いで調査したこともあって、今後ともに修正補充するなどの作業がさらに必要だと考えられますが、ともあれ、これによつて交通史研究におけるさまざまな研究状況を知ることができるかと思えます。たとえば、愛知県下の東部に位置する二川・吉田の両宿については研究が多く、したがって著書や論文が集中しておりますが、西部に位置する池鯉鮒・鳴海・熱田宿では、鳴海を除いて特に池鯉鮒と熱田宿は、市町村史を除くと極端に研究成果が乏しいことなどが注目されます。また、東海道各宿全体を見渡しますと、研究が集中しているところと、そうではないところ、交通関係の独立した資料集までが刊行されているところと、そうではないところ、交通史専攻の研究者が活躍しているところと、そうではないところなど、様々な研究状況を読み取ることができると思えます。さらに全体を通して現在に至るまでの交通史研究では、県史・市町村史の編さんを通して、また、そこでの編さん

ん事業に直接関与された私どもの先輩の方々による資料調査とそれに対する説明への努力が大変大きいことを改めて痛感させられます。

なお、ここでは特に市域に関係した熱田・鳴海宿以外に東海道五十三次の各宿場についての調査結果をも紹介させていただきました。交通史研究の場合、他の研究分野とは異なって各宿場は問屋を通して道中奉行の直接支配下にあり、たとえば、各宿場で起こったいろいろな事件や宿場が直面した様々な課題などは、各宿場に共通してみられるものが多く、特定の宿場だけの研究では説明の難しいものでも、他の宿場での研究を参考にすることに よって説明に一步近づけることができることも考えられ、そういった事情などを考えますと、研究にあたっては、自分の研究対象とする宿場だけではなく、他の各宿場についての研究動向にも常日頃から十分に目配りしておくことが特に必要だと考えられます。

さらに、既に指摘いたしましたように、現在のところ熱田宿についての研究が乏しいことが見逃せないように考えられます。いうまでもなく、熱田は現在では名古屋市内に完全に包括されておりますが、近世における熱田は独立した町として町奉行の支配下にありました。そして、神宮の鳥居町や宿場町として、また、七里の渡しや江戸・大坂への回船の基地として、さらには、堀川を利用した諸物資や専売権を与えられた魚類の集散地として、それに木曾川を下る材木の集積地としても、多面的な役割を果たしておりました。なかでも熱田が交通の基地として果たした役割が大きいだけに、今後における熱田宿の研究は大変重要ではないかと考えられます。

## 2 研究課題の整理について

次に、以上の文献整理を踏まえて、現在、交通史研究

が直面している研究課題の整理が必要になってまいります。その課題を要約してみますと、以下のように整理することができるとおもいます。

- ①宿場町とその周辺村々(助郷)の在り方についての検討  
町・村々の実態とその後の変化(階層分解など)、宿場町や問屋・本陣・旅籠などの実態及び町・村々における金融・財政の在り方などをめぐる諸問題
- ②人馬継ぎ立てをめぐる検討  
多様な通行者及び宿継ぎの実態とその後の推移、特に宿民の宿継ぎ負担の実態とその後における変化、たとえば、役金化・請負化の問題など

### ③助郷についての検討

その成立事情とその後の変化、また、その性格、たとえば、国役か、夫役か、賃稼ぎか、無賃か、宿場との関係も含めた役金化・請負化などの諸問題など

- ④交通政策の展開と宿場及び助郷村々の対応についての検討  
幕府による交通政策の画期とその位置付け、制度の動揺と崩壊、たとえば、助郷一揆の発生や維新政権誕生に至る諸問題など
- ⑤宿場町と地域文化の発展についての検討  
宿場における学問・技術・医療・芸能・祭礼などの文化的基盤の形成や情報伝達(お陰参りや各種旅行記・案内記・道中記なども含む)をめぐる問題など

### ⑥その他

以上ですが、なお、ここでは省略いたしましたのが、城下名古屋からは佐屋路・美濃路をはじめとして主要な幹線道路が四方へと延び、佐屋では岩塚・万場・神守・佐屋の四宿、美濃路には名古屋から清須・稲葉・萩原・起・墨俣の六宿、また、中山道筋には木曾谷を含めて二十宿が存在し、これらの維持には尾張藩は他藩には見られない

独自の交通政策を実施しております。以下、尾張藩における研究課題については、以下のことが考えられるかと思ひます。

- ①東海道の開設—なぜ七里の渡しなのか
- ②尾張藩における交通・流通行政の一元化と東海道との関係
- ③藩独自の政策、具体的には領内に対する伝馬銀・助郷の実施や伝馬新田の造成とその後の推移など

- ④東海道・中山道・佐屋道・美濃道などを含めた藩内交通体系の成立とその性格、特質やその位置付けなど  
とりあえず、以上の課題などが考えられるかと思ひます。

## III おわりに

以上、簡単に研究史の整理を通して交通史研究の現状と課題とを探ってみました。現在のところ、近世における交通史研究は、名古屋市域でも、愛知県下でも、必ずしも大きな研究成果をあげているようには考えられないと思ひます。そのためには一日も早く、多くの研究者によってその実態が解明されることが必要だと考えられます。また、そのためには研究組織の強化と関係資料の発掘とそれの公開が進むことが強く望まれるかと思ひます。

最後に、ご承知の通り、名古屋市政資料館では、所蔵資料の公開が始まっております。その中には各種の郷家文書を始めとして交通関係の資料も多く含まれております。また、名古屋博物館にも多くの交通資料が所蔵されております。今後、市当局の理解と援助を得て、資料の公開がさらに進み、これらの資料が多くの研究者によって積極的に利用され、研究成果があがることを強く期待したいと思います。

# 資料編「近世3」から

東海道鳴海宿の資料について

「近世3」調査員 酒井 昌 昌

(元名古屋市立緑小学校校長)

## I はじめに

本文編が刊行されてから九年がたち、その間に、私どもが扱った資料が、市政資料館に行っていただければ、既に公開資料となっていますので、見ていただけるようになりまし。

資料をいろいろ見ていて思ったのは、江戸時代は文書の時代だと言われていますが、前例を見て前へ進む社会です。前例となる文書がないと前へ進めません。例えば、天保八年に幕府の巡見使が派遣されてくるのですけれども、それについて鳴海の陣屋から前回の資料を出せと言ってきます。十一代将軍が五十年間も將軍をしていましたから、前に来たのは大体五十年前です。そうすると五十年前のことを書いて出さなければなりません。また、清須の朝鮮通信使の資料を見ていたときも、やはり四十年前ぐらいの資料を出せとありました。ところが、きちんと数字も入れて、人足はこれだけ、馬はこれだけ、継立てましたというのを清須から出しているのです。そういうことから見ると、各宿役人にしても村役人にしても相当の文書を抱えていたことがわかります。それを持っているだけではいけません。それを常に管理して、運用する能力も持っていたわけです。しかし、明治維新になるとそういう縛りがなくなるので、よくあるのは、ふすまの下張りになるなどだんだん散逸していつてしまうわけです。



## II 鳴海宿文書の所在について

### 1 鳴海町役場文書

我々が収集した鳴海宿の資料を三つに分類してみました。一番目は、鳴海町役場で保存していた鳴海町役場文書です。これは非常に貴重で、例えば名古屋市域の宿の中で問屋場の資料が残っているのは鳴海だけです。問屋場の資料が鳴海町役場にあるということは、普通に考えれば奇跡的ですが、代々鳴海は文化人が結構いまして、加藤徹三さんという最後の方の町長さんは、例えば鳴海の小作争議とか、あるいは名古屋市に合併したときの「騒擾記」を本にまとめておられます。そういう風土が奇的に鳴海町役場に資料を残してくれたのではないかと思います。

熱田にも資料があるのではないかとおっしゃるかもしれませんが、熱田には南部家という本陣の資料とか、江崎家という朱印改の資料はあるのですが、問屋場の資料、例えば人をどれだけ継立てたか、馬をどれだけ継立てたかという資料はないのです。だから、どう継立てたか、そこを研究するのは大切なのですけれども、これが難しいと思うのです。そういう意味で鳴海町役場文書は貴重

だと思っています。

### 2 下郷家文書

二番目は下郷家文書です。鳴海というと、ちよつと鳴海を知っておられる方は下郷家が出てくると思いますが、鳴海村は五千五百石ぐらい石高があり、その中の九百三十石ぐらいが下郷の自家、屋号で千代倉といいますが、そこが持っています。また分家も盛んで、みんな屋号を持っており、例えば東店という屋号の下郷四郎兵衛さんとか、栢木という屋号の下郷弥兵衛さん、笹印という屋号の下郷善右衛門さんというところも大地主です。なぜそのような屋号を持っているかというと、江戸時代に大々的に酒をつくっていて、それを樽に入れて江戸に送っていたのです。本家は江戸に店を持っていた時代もあります。そういう下郷家の人たちが役人をしていたので、下郷家に残されていた資料を二番目にあげました。

しかし、これらは戦後全部どこかへ行ってしまったのですが、幸いなことに、まとまって隣の豊明の外山三さんのところとか、あるいは徳川林政史研究所、立教大学、関西大学というところへ行ったので、今回そういう所から収集できたということです。

### 3 問屋・庄屋役文書

三番目は問屋・庄屋役文書です。本文編をつくった効果だと思いますが、本文編を刊行した後で、宿の問屋、言ってみれば駅長さん、村長さんに当たる庄屋もやってきた坂野家の資料が出てきました、これも今度の資料編に収録できると思います。

今日は、既に公開されている資料もあれば、そうでない資料もありますけれども、どこまで語れるかわかりませんが、資料の一部を紹介したいと思います。

### Ⅲ 東海道鳴海宿

#### 1 宿を取り巻く環境

資料1の最初に「定」とあります。そこには家康がつくらせた朱印が押ししてあります。「鳴海宿伝馬朱印状」というもので、「このご朱印なくして伝馬出すべからざるものなり。よつてくだんのごとし」と非常に短い文章があり、「慶長六年正月日 鳴海」と書いてあります。鳴海に出した伝馬朱印状です。これで鳴海は徳川の宿場としてスタートします。

つまり、こういう朱印がなければ馬を出してはいけないうのです。その裏には、お前のところは幕府の宿として開きなさいということがあります。この慶長六年というのは、実は関ヶ原の戦いの翌年で、まだ幕府は開いていません。徳川は、領地は渡すけれども、このような朱印状を発して宿場を開かせ、全国の江戸に通じる街道を掌握するのです。

そういう鳴海の宿はどのような環境にあったかということ、これもまた文書から見たいと思います。

資料2は、鳴海の山の手で鹿が出没した話で、これは嘉永元年だから幕末の頃です。「鹿」という字がありますが、その前後を見ますと、「山手づけ畑へ鹿たくさんまかり出、稲、大豆など食い荒らし」と書いてあります。鹿が出て麦畑や大豆畑を荒らした。その次は「おとし鉄砲」とあり、鉄砲を使わせてくれと言うのです。それをこの庄屋さん、東店の下郷四郎兵衛さんが鳴海の代官所へ訴えています。

資料3には、鵜が麦畑を荒らしたと書いてあります。前之庵というのは、実は私が最後に勤めた緑小学校の地域で、今は前之輪といますけれども、石堀山というのも学区にあったからよく知っていますが、非常に見晴ら

しのいい住宅地になっております。そこに鵜がいっぱい集まってきて、その前後を見ますと、「石堀山辺麦作にこの節鵜あまたあい集まり食い荒らし、甚だ迷惑つかまつり候」と書いてあります。

その時にどうしたかということ、「そめ」と書いてありますが、鳴海の人はかかしのことを「そめ」と言ったらいいのです。今は、かかしのことを「そめ」なんてまず言わないと思いますが、辞書にも出ています。やはり「そめ」ではだめだから、鉄砲をうたせてくれとあります。幕末ですから、ほんの少し前の時代に、今ではそんな感じはないのですが、鹿や猪が出るような、そういう自然環境の中に宿場があったのです。

#### 2 宿の概要

私は学校に勤めていましたが、学校へ行くと、どの学校にも学校要覧があります。薄いものですが、人数はこうで先生方はこうで、こういう教育目標でやっていますというものをお渡ししています。宿場でそういうものはないかということ、資料4は「宿村大概帳」というのですが、鳴海宿の概要を書いたものがあります。

それを順番に見ていきますと、「鳴海宿 一、合高三千六百四十五石四斗六升八合」とありますが、これは宿の高であり村の高です。これも説明を要するのですが、先ほど五千五百石と言いましたが、五千五百石とする農民や宿の負担が大変です。そこでこのように最初に検地した時の元高を書いて抑えてあるのです。その次に里数、「江戸まで八十三里二十三町」とか、「池鯉鮒(知立)宿へ何里」とか「熱田宿へ何里」と細かいことが書いてあります。江戸へ八十三里というと、大体三百三十二キロぐらいになりますから妥当な線です。よく熱田は宮と言いい、広重が書いている何種類かの熱田も宮と書いてあります

が、公式な文書では宮の宿ではなく熱田宿です。

そのほか、宿内の町並みも「東西どれだけ、南北どれだけ」とわかります。また、宿内人別も「三千六百四十三人」、男女別で見ると女性の方が少し多いことがわかります。これはやはりサービスマンが入っているからでしょう。それから宿内の家数が「八百四十七軒」で、次に本陣、脇本陣、脇本陣格が根古屋とか本町にあると書いてありますが、そこに本陣の坪数が書いてあって、「六百七十六坪半」になっていますが、実はこんなに大きくないのです。これは何かの間違いであろうと思われる。たまには間違ひもあります。ほかの資料では二百七十坪ぐらい出ています。ただ、文化八年の火事などがあって、変わっているようです。

資料編としてあらわすとすればどうなるかということ、その書式に従ったのが資料5です。皆さん関心のある旅籠屋が六十八軒とあります。大がどれだけ中がどれだけ小がどれだけとありますが、学会でもなぜ大中小なのか、まだ余り明確な答えは出ていないようです。また、地子免許、御定人馬についても書かれています。東海道は百人百疋ですが、文政二年には、実際は四十二・七疋です。江戸時代は馬は何疋という言い方をしました。コマがあるのはおかしいと思われるかもしれませんが、何人かで一頭を持ったり、一人が二頭持つこともあるからです。人足は百人のところ、実際は八十六人でした。その理由は、百姓が土地をつぶしてこれだけ減ったと書いてあります。これは公開資料になっていますので、ご覧いただくことができます。

また、宿といえいろいろな情報が流れます。今のように携帯電話はありませんから、結局道路を通っているいろいろな情報が流れます。東海道は今で言う光ファイバー

のようなもので、トップの情報が流れます。商人ならば、値段の上がり下がりという生きるか死ぬかの情報をつかまなければなりません。

資料6は、国定忠治手配状で、こういったものが鳴海の御用留の中にありました。最初は「覚」と書いてあり、「上州国定村無宿忠次郎」とあります。どこかで聞いた名前ということで、調べてすぐにわかったのですが、忠次郎というのが正しい名前です。忠治の治という字が違います。これは新国劇の芝居になったり、あるいは東海林太郎が直立不動で名月赤城山を歌っていました。この手配状には、「年三十七、八、中丈、太り肉、平顔にて大きな方、色浅黒き鼻並にて小鼻開き、下唇出おり候方、月代濃く髪多くイチョウ結び」と、余りいいことは書いてありません。芝居に出てくるような島田正吾さん、辰巳柳太郎さんという感じではありません。これは珍しいので話題にと思ったもので、特に資料編に載せるということではありません。

こういう情報がいろいろ流れるなど、結構犯罪が多かったのです。鳴海の中にも簡単な牢屋があつて、追放者という文書がいっぱい出てきました。西へ追放すると城下へ行ってしまいますから、東の平部の出口で追放します。犯罪関係の資料は、こそ泥など結構いろいろな資料も出てきました。

### 3 問屋場と宿役人

資料7は問屋場と宿役人についてですが、どんな宿役人がいたかという点、最初に「人馬継問屋場一カ所花井町」とあります。あとは「外に一カ所本町にこれあり候ところ、当時つづれに相なり候」と書いてありますが、今、生涯学習センターがあるところにも問屋場があったのです。そこでは人馬を継立てるのですが、問屋五人とあり、問屋というのは駅長さんで、駅長さんが五人もいて交代で

勤務していました。

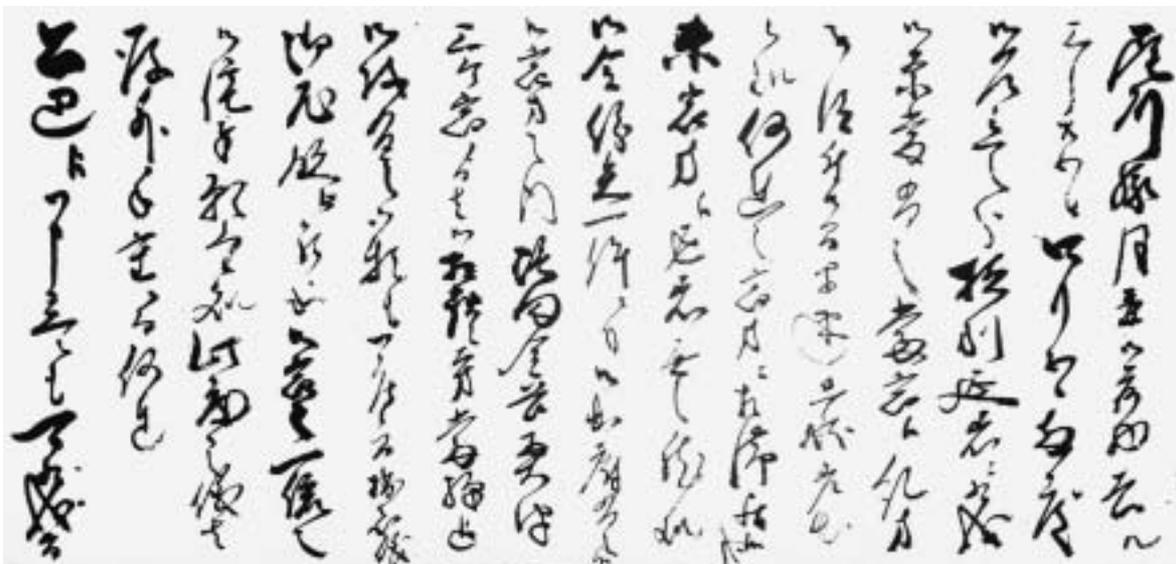
年寄という、駅長を助ける助役さんのような人が二人、また帳面をつけたり勘定をしたり、いろいろ手配する帳づけと物書きが二人づついます。そして馬を扱う馬差(ばさし)十人、人足方十人がいました。こういう帳づけ以下は下役の者です。下役の者はいくら頑張っても、駅長さんや助役さんにはまずなれません。年寄は、ある程度の年齢になると大抵問屋になつていきます。帳づけ、物書きという人たちは、これで給料をもらつて生業を立てている人たちです。このように問屋場では、人を出したり馬を出したりあるいはつけごと関係の仕事をしています。

宿村ですから、宿であり村です。村は藩の管轄下にあり、宿の管轄は幕府です。つまり二重支配されているというところで、村には当然庄屋さんがいますが、また一方では問屋さんがいるのです。それをどのようにバランスを保っていたかというと、先ほど言った下郷次郎八が総年寄という役職で両方のバランスをとる仕組みとなつていきます。

### 4 宿継の実態

宿継とはどういうことかという点、例えば、熱田宿から鳴海宿へ荷物を持つてきたら、一度荷物を全部降ろします。人夫も替わります。替わつてその次の知立へ行くのです。五十三次みんなそのように行きます。特殊な場合でなければ通過は認められません。

資料8は「尾州御用物宿継の遅刻一件」で、実はこれは大事件でした。何カ月も熱田から品川までの宿が大騒動をしています。「尾州様月並お荷物去る三月二十五日、四月五日」と書いてありますが、三月二十五日と四月五日の御用物が「格別延着」とあります。尾張のものだけ運んでいるわけではないですから、そういうことはしょっちゅうあるのですけれども、尾張様は非常に威張つていま



資料8 愛知郡鳴海町役場資料 (名古屋市博物館所蔵)

すから、特にかんかんに怒って、「御察当」という難しい言葉ですが、おとがめがありました。

一度それをよく調べて出せと言われて、宿場同士いろいろ何カ月も文書のやりとりをしています。熱田から新居の十一宿が一つの組合になっていまして、その十一宿の中に総代の宿があり、最初は一度集まって対策を考えようということになりました。しかし、ほかのところにも言うと、今は盆前で勘定の忙しい時だから行けないと言います。すると今度は、熱田と鳴海は御領分だから、そちらから上手に言ってくれということになります。言ったのだけでも、今回の件は非常に重要で公辺まで行っている、公辺というのは幕府ですが、だから尾張藩だけでは何ともならないと言っておどされるわけです。そういうことで、いろいろがやがやしている中の一部をとった資料です。

運ぶのに一体どれだけの時間がかかっているかということ刻割りといいますが、いろいろやり取りをしているうちに、どこかの宿がこの刻割りを始めます。そういう文書の中に宿継が並べられていて、そのおかげで、どういう宿継をしたかあぶり出されてきたのです。それが資料9です。一つ目の「一文字御状箱」は一文字宿継ともいいます。「不時御継立御状箱」というのが二つ目、そして「右同断十文字」、次は「月並二七日の日」、「馬附御用物」という五つのパターンがあって、上り下りとしてあるのは時間です。鳴海の上りというと京都の方です。京都の方から熱田宿です。下りというとは知立の方です。

その時間が今の何時何分ではなく、言い方が違って、「何時」とか「何分何厘」という言い方をします。この換算は割合簡単で、一分というのは十二分です。それで計算してみるとわかるのですが、一文字が一番早く、いろいろ

るな文書を見てわかったのですが、江戸と城下を三日間で行きます。その次の不時御継立、これは二文字だとか二人持ちとも言いますけれども、これは四日つなぎます。その次の十文字というのはもう少し遅くて五日、次の月並というのは六日、その次は大体八日ぐらいかかります。

私は永年学校の教師をしていましたので、これを見て驚いたのは何分何厘何毛まで計算しているということなんです。何毛というのは秒の単位です。結構この時代の人は和算の計算力を持っていました。今のようには誰でも高校へ行くとか、気持ちがあれば大学へ行くという時代ではなく、大体寺子屋で学ぶのは五年ぐらいのもので、それだけでこういう力を持っているのですから大したものです。

## 5 人馬の継立

次の資料10は、天保十四年の十二代齊荘の通行で、唐突に明朝陣屋へ来なさいと呼び出しがあって、六月九日に殿様が発駕されて鳴海で泊まりますという命令が出されました。ところが、出発の三日前に品川宿の役人が市谷に出向くと、出発は延期になったということをし、正式な情報ではありませんが中間から聞いています。驚いて発した知らせが資料11です。「なおなお助郷方も農業繁多の時節柄、少しも早く御順達ならべく候」と書いてあり、非常に人を思いやる気持ちや宿同士の連帯感が出ています。

資料12には、藩主一行以外に女中衆を四十二人、男も四十七人連れてくるとあります。上の段が宿泊で下の段が昼休みをする宿ですけれども、鳴海は昼休みとなくなっています。今では考えられないことですが、鳴海に泊まってお城に入ることもあったということです。

資料13には、藩主一行は千四百五人の人足を継立て、百五十五疋の馬を継立てたと書いてあります。その後ろに細かく書いてあるのは助郷村です。このように、私たちも知っている知多郡、愛知郡の助郷村が動員されています。

## 6 宿の終焉

資料14は慶応三年の鳴海宿の高札ですが、物価がどんどん上がったため、知立へは一駄九百五十八文とあります。元賃銭が百二十七文ですから、九百五十八文になるということは、当時の言い方で六倍五割増と言いますが、物価が七・五倍に上がっています。そのために鳴海の人たちが、幕末の大恐慌に立たされるのです。

資料15に「窮民人数百四人」と出ていますが、このように物価が上がって食っていけなくなったところで、宿も終わり江戸幕府も崩壊することになります。文書を見てみるとひしひしと時代の推移が伝わってきます。



# 資料編「現代」から

## プランゲ文庫について

「現代」調査員 西形久司

(東海高等学校教諭)

東海高校で教員をしております西形と申します。

私は戦争が終わって十年ちよつとたつたところで生まれました。したがって完全な戦後世代です。占領軍の姿を一度も見なかった戦後世代が占領期を扱うことになりません。

また、本職は高校の教員ですから、戦後史研究の専門家というわけでも全くありません。それでも非体験世代であるがゆえに客観的に見ることができるといふメリットがあるのではないかと考えています。また幸い、近・現代史の場合ですと、直接その時代あるいはその現場にみえた方の体験を伺うチャンスもございますので、本日の私の話の中で、もしお気づきの点などございましたら、後ほどご教示いただければ幸いです。

今世紀に入りましてから、占領史の研究は格段の進展を見せました。中央レベルでの研究から各地域での研究というふうには、地域レベルに研究の裾野が広がっています。したがって、地域での占領改革の分析から、中央の占領行政そのものを逆に照射するといった試みが進められています。名古屋市史でもやはり名古屋という地域での占領期についての説明を、いろいろな材料を使いながら、今まで知られていなかった材料なども発掘しながら進めてまいりたいとの所存です。



### I プランゲ文庫とは

早速ですが、プランゲ文庫という名称は比較的耳新しいのではないかと思いますので、まずその説明からさせていただきますと思います。

プランゲ文庫とは、占領下においてGHQ/SCAP(連合国軍最高司令官総司令部)による検閲によって収集された文献を、検閲制度が終了し、また占領軍が撤退する際に、GHQに勤務していたメリーランド大学教授のゴードン・プランゲがアメリカに持ち帰って、メリーランド大学に保管しました。大学の図書館でもしばらく木箱に詰められたままの状態だったのですが、その後その資料的価値が見直され、一九七八年に大学でもきちんと貴重な文献として整理することになり、今日に伝えられたものです。

検閲が始まりましたのが一九四五年、第二次大戦が終わった翌月の九月からです。検閲が終了したのは一九四九年一〇月末になりますので、検閲が行なわれた期間はおよそ四年間ということになります。日本各地で発行された新聞、雑誌、さまざまなパンフレットの類、さらに書籍に至るまで膨大な点数がそこに集められました。新聞ですと、一万八〇四七タイトル、雑誌は一万三七九九タイトル。このタイトルという言い方がちよつと聞きな

れないと思いますけれども、要するに雑誌ですと、途中で雑誌の名前が変わってしまうこともあり、そのような呼び方になるわけです。そのほかにもポスターや地図の類までもあるということです。愛知県関係の雑誌につきましては、愛知県図書館でもマイクロフィッシュの形で収蔵しております。一般に閲覧することができようになっています。

### II CORDON

このプランゲ文庫は、検閲制度の副産物という性格があります。そこで次にその検閲を行なった機関であるCORDONについて触れたいと思います。CORDONは、民間検閲支隊という訳語が定着しておりますけれども、当時の関係者にお伺いしてみますと、民間検閲局と呼ばれていたようです。CORDONはC I S民間諜報局という機関に所属しておりますので、CORDONを検閲局と訳すと、CORDONの上部機関であるC I Sとともに「局」ということになって、組織上の上下関係が分かりにくくなります。そのため民間検閲支隊という訳語を採用するほうがよいのかなと思っております。

日本の占領は、ご存じのとおり間接統治が原則でありましたが、CORDONに関しては、軍の直接統治という形をとっております。どういうことかと申しますと、戦争末期、アメリカの太平洋陸軍がどんどんと日本軍を太平洋上で追い詰めていって、その延長線上に本土の占領が行なわれました。したがって、検閲業務もアメリカの太平洋陸軍の作戦の一環として始められました。このCORDONが発足したのは一九四四年、フィリピンのレイテ島においてであり、敵から有効な情報を収集する任務を担っていました。そのアメリカ太平洋陸軍がついに日本本土に到

達し、CCDも一緒に日本に移動してきました。東京、大阪、福岡、やや遅れて札幌というようにCCDの組織が配置され、名古屋の場合は大阪の支局という形をとって、主に郵便物の検閲などを行なっていました。

一般的にメディアには、新聞、雑誌、書籍のようなマスメディアと個人間のパーソナルメディアがありますが、名古屋のCCDはもっぱらパーソナルメディアの検閲を行っていたこととなります。いずれにしましても、CCDは占領軍の機関の一部ですから、そのやり方もかなり強制的にならざるを得ません。たとえば、新聞・雑誌などのマスメディアの場合、直接新聞社や出版社から二部校正刷りを提出させて内容をチェックし、問題があれば処分を行ないます。時には記事の削除にとどまらず発行禁止という措置を命じることもありました。

### III プランゲ文庫が提示する問題

次にプランゲ文庫が提示する二つの問題を取り上げます。まず一つは、占領期の民主化とは一体何であったかという問題を考える手がかりの一つが、このプランゲ文庫を通じて得られるのではないかとことです。要するに、民主化と言いつつ検閲そのものは民主主義に反する行為です。特に私信の検閲となりますと、他人のプライバシーを暴くこととなりますので、民主化の名のもとで行われた検閲とは何なのかという問題を提起します。したがって、プランゲ文庫は、検閲制度そのものを研究対象とする場合の資料として活用することができま

す。実は、占領史の研究の中でもいちばん進んだ分野が、この検閲制度あるいはその実態の研究です。

それから二つ目ですけれども、占領を受けるとはどういうことなのか、あるいはそもそも敗戦とはどういうこ

となのかという問題提起です。当時の敗戦というのは、敗残の悲しみであるとともに、新しい解放の喜びでもありました。したがって、戦後占領期の文化、世相、民衆意識を研究対象とする場合の資料としても、プランゲ文庫は有効であろうということです。

さらに、それまで東京一極集中に近かった出版事業が、ちよūdō戦災で人口が地方に流れ出していったように、地方都市でも開花し、まさに百花繚乱という状況になっていくわけですが、そういう実態を、プランゲ文庫を通じて解明していくことができます。そういった意味でプランゲ文庫は、そのような占領期の独特の空気感の空気を封じ込めたタイムカプセルのようなものではないかと思っています。

このようにプランゲ文庫を素材にして研究する場合、二つの切り口があります。一つは、検閲についての実態解明、二つ目は、占領下の百花繚乱とも言える戦後文化の俯瞰。今日の私の報告は、このうちの検閲に重きを置いたものにしており、おきたいと思

### IV プランゲ文庫の可能性と限界性

次に、プランゲ文庫の可能性と限界性について触れておきたいと思

います。プランゲ文庫の持つ可能性の一つは、失われた文化との再会という面にあるのではないかと思います。当時は国内の図書館での収蔵体制が全く不十分でありました。そういう時期に出された出版物です

ので、今日国内では、その多くが失われてしまっています。そのような新聞とか雑誌などを、私たちはプランゲ文庫を通じて見ることができ

ます。実際に、たとえばプランゲ文庫所蔵の愛知県関係分の幾つかを、愛知県内の図書館や国会図書館で検索してみましてもほとんど引っかけられません。したがって、日本中どここの図書館も所蔵していないようなものが、プランゲ文庫の中から出てくるという点で利用価値があるということです。

プランゲ文庫に所蔵されたものは、大手のメディアのものばかりではありません。とにかく占領軍の方針は、多くの人の目に触れるものはすべて出せということだったようです。したがって、学校新聞とかひよつとして学級通信的なものではないかと思われるものまで、ガリ版刷りの子どものたどどしい字で書いたものまでがプランゲ文庫の中から出てきます。当時は粗悪な紙を使

っておりましたので、かなり劣化が進んでいてガリ版のインクもにじんでしまつて、読めるかどうかぎりぎりの状態のものもかなり含まれております。

ある作家の作品が、雑誌の校正刷りの段階で削除された場合、例えばその作家の文学全集が編まれるときには、当然削除後のものしか収録されません。つまり、もともとそこに何が書かれていたか、削除前はどうかであったか、従来全く分からなかったことが、プランゲ文庫で調べてみると判明するということになります。そういった意味でも、プランゲ文庫はいろいろな新しい発見をもたらしてくれる宝の山のようなところがあると思

います。とはいえ、プランゲ文庫も万能ではございません。例えば、一九四九年一〇月末の段階で検閲が終了しておりますので、それ以後の刊行物は全く収録されていないという大きな弱点があります。それから、占領期のすべての刊行物を網羅的に収録しているわけでもありません。したがって、未収蔵の刊行物もあることが今日分かっています。さら



それから、新聞と雑誌につきましては、国会図書館の努力で日本でも閲覧可能になりましたけれども、七万冊を越える書籍については、日本側の取り組みとしては未着手のままになっております。そういった点で限界性があります。さらに実際にプランゲ文庫を閲覧する場合に痛感することですが、判読困難なものも多いため、眼への負担もばかにならないということをつけ加えておきます。

## V プランゲ文庫と名古屋市・愛知県

さて、新聞ですと愛知県は全国の中で第五位の所蔵数、さらに雑誌については第七位になっています。それが先ほど言いましたように、雑誌につきましては、愛知県図書館ですべて収録しておりますので閲覧することができます。

ただ、今後のことを考えますと、名古屋市の資料の中でプランゲ文庫をどのように収録するかという大きな課題が残っております。例えば、先行する自治体史の中では、山口県史が千ページの資料編一冊をまるまるプランゲ文庫にあてております。しかも二色刷りになっていまして、赤いインクで削除された部分あるいはコメントされた部分が記録されている。したがって、当時の山口県民が享受した文化がいかなるものであったかを知ることができると同時に、どのような形で検閲がなされたのか、どの部分に占領軍はチェックを入れたのか、両方ともわかるように配慮されております。ただ、おそらく名古屋市史ではそこまでの余裕はないと思いますので、今後の工夫が必要なのところかと思っております。

## VI 検閲の実際

検閲の具体例を挙げてみますと、愛知県内で発行され

たある狂俳の雑誌に黒々と塗りつぶされた箇所があります。どのような文句が削除されたかと見てみますと、「惜しい奉安殿毀つ」、つまり奉安殿への愛惜の情を語った部分が削られています。検閲官のメッセージシートも収録されていて、天皇の神聖さに対する懐古の念が違反に相当するとの理由がメモ書きされています。同じ雑誌の別の号を見てみると、途中のページで急に活字が大きくなっています。削除されたページの活字を大きくすることによって埋め合わせをしたことが分かります。ただし、CCDの検閲のやり方は、検閲の痕跡をいっさい残さないという方法をとっていました。その点、同じ検閲でも、戦前の日本の内務省の、伏せ字にして痕跡を残しそのことよって国民を威圧するというやり方とは異なっていました。

検閲のやり方も、事前検閲であったものが、途中から事後検閲に変わっていきます。事前検閲と事後検閲では、どこが違うかといいますと、事後検閲の場合は、いったん市場に回ったものを自分たちの力で回収しないといけないわけです。出版できないというダメージに、すでに出版してしまっただけを回収するという負担が重なりますので、事後検閲の方が出版社側にとっては経済的にも大きなダメージになります。その結果どういうことになるかというところ、出版する側が予防的に、この記事は削っておいたほうが無難であろうというような自主規制を行なうようになります。

さらにこのCCDは、検閲基準が何であるか一切秘匿してしまいました。したがって、何をどのように書くか検閲に引っかけたってしまうのかが一切分からないので、出版する側も自分たちで規制ラインを決めて判断するようになっていくのです。

ここからいろいろ興味深い事例も出てきます。例えば、これは東京のケースですけども、作家の横光利一の晩年の作品「微笑」が「人間」という雑誌に掲載されました。実は、校正刷りの次の段階で、当の本人の横光利一が亡くなってしまいます。そこで、編集者が自分勝手に作品の問題になりそうな箇所を削ってしまっただけです。それで検閲をパスしたというケースが出てくるわけです。このように事前予防的な形でメディア自身が検閲制度や検閲の基準を自主的に内面化してしまう。そういったところに大きな問題点があったのではないかと思います。

## VII パーソナルメディアに対する検閲

最後になりますが、私信などのパーソナルメディアに対する検閲についても若干触れておきたいと思えます。

これは熊本ケースですけども、甲斐弦さんという自らGHQで郵便物の開封に当たっていた検閲官が、自分の妻に宛てて出した手紙が、なんと別の検閲官による検閲を受け、開封されてしまった。そういう皮肉な事例がありました。検閲された書簡は封筒の下部にセロテープが貼られます。検閲官は封筒の下の部分を切った中の手紙を取り出して読み、問題があると思うならば上司に上げます。そうでなければまたもとに戻して、このようにセロテープを貼りました。さすがにCCDもこればかりは検閲の痕跡を消すことができなかったようです。ちなみに現在私たちにとって身近な巻き型のセロテープが日本で広く普及するようになったのは、CCDのこれがもとになっていると言われております。

このCCDの存在も何らかの形で名古屋市史に反映させることができないかと考えていますが、いずれにしても今後に多くの課題が残されていると思っております。

## 資料編「現代」から

### 戦後の組合施行による土地区画整理事業

「現代」調査員 青山 嵩

(名古屋都市センター職員)

名古屋都市センターの青山です。よろしく申し上げます。

私に与えられた題は、戦後の組合の土地区画整理事業というテーマでございます。そのテーマを特に昭和二十年から三十年代にかけて、土地区画整理がどう動いてきたのかに焦点を当ててご報告させていただきます。

二十年から三十年までの間の大きな経過としましては、戦前においても土地区画整理は実施されておりまして、戦前においてもそれが戦後になつてどう収束していったかが一つの説明でございます。それからもう一つは、土地区画整理法が昭和二十九年にできますけれども、その土地区画整理法によつて、三十年代に土地区画整理がどのように新しい萌芽を見せたのかの流れ。その二つについてご報告させていただきます。

戦前の土地区画整理は、土地区画整理法がなかったわけでございますけれども、何を土地区画整理と呼んでやっていたのかといいますと、一つは耕地整理。いわゆる農道等を整備するのと同じ方法で、道路等を整備した耕地整理でございます。

もう一つは、大正九年に旧法の都市計画法ができますが、そのときに都市計画区域の中の土地について、道路などの整備とともに、宅地の利用増進を図る目的を持つて土地区画整理で事業を施行し得ることが都市計画法に盛られます。ところが、土地区画整理法はまだないです



から、そのやり方としまして耕地整理法を準用する形をとります。私たちは旧法の土地区画整理と呼んでおりますが、その二つで戦前まで事業が行われてきたわけでございます。

庄内川、天白川で囲まれた区域が戦前のおおよその名古屋市場でございますけれども、これが約一六四平方キロでございます。その中で、耕地整理あるいは旧法の土地区画整理で行われたのが、面積にして約九〇平方キロでございます。約五五％の市域が戦前から土地区画整理が行われてきた状況になっております。

それを耕地整理組合と旧法の土地区画整理組合に分けて考えますと、耕地整理組合が三十三組合ございました。その中で、戦前に二十一組合が事業を完了しまして、組合を解散しておりますので残りの十二組合、つまり三分の一ぐらいが戦後に事業を引き継いだ形になっております。

それに対しまして、旧法の土地区画整理組合は九十九ございますが、その中の一地区だけが戦後に設立しておりますけれども、残りの九十八組合は戦前に設立しております。その内、戦前に解散したのが二十四組合ございます。残り七十五組合が戦後へ事業を引き継がれます。

した。組合数及び面積のほぼ四分の三が戦後に引き継がれた状況になっております。

そういう中で戦後を迎えるわけですが、戦後すぐ土地区画整理が動いたわけではなく、戦後においては戦災復興の事業に大わらわだったということで、組合の土地区画整理はなかなか動きにくかった状況が、戦後しばらくの間続いたと推察されます。

実際に土地区画整理にとつて、戦後を迎えた中でかなり大変な問題もありました。例えば土地の値段ですけれども、ある組合の事業変更を見ますと、戦前と戦後で大體路線価で三十倍とか四十倍くらい額が上がっておりますので、そういう意味でかなり事業計画も変更しなければいけないとか、あるいは土地区画整理ができないまま未施行の地域について、農地解放が始まって小作に払い下げをした地域について、土地区画整理から除外したということが各組合の中では起こっていたようでございます。

そうした状況下で、昭和二十四年に土地改良法及びその施行法が施行されます。その施行法第一条で、耕地整理法が廃止されます。戦前からやっていた耕地整理について、その根拠法が廃止されます。また、その第二条で、現在行っている耕地整理についての取扱いに触れ、法律施行後もなおその効力を有するというところで、一応継続が認められています。ただ、その場合であっても、施行の日から起算して三年以内には、現存するものはそのときに解散するというところで、三年間の猶予を持って事業を取束することが土地改良施行法で定められるわけでございます。

先ほど言いました十二の組合が耕地整理事業で残っていたわけですが、それも三年以内には解散しなければならず、事業を急がなければならぬことになるわ

けでございます。

もう一つは旧法の土地区画整理、これも耕地整理法に準じて行っていた事業ですけれども、耕地整理法が廃止されたことよって立脚する根拠がなくなりまして、変則な形だったわけです。何とか早く土地区画整理法を制定しなければならぬという動きの要因にもなったと聞いておりますが、昭和二十九年に土地区画整理法が成立します。その時、同時に施行法も成立しまして、旧法の土地区画整理に対する処置が盛り込まれます。その中で、新法の施行後においてもその効力を有するが、法律が施行してから起算して五年を経過したときに事業が存する場合はその日において解散することが明文文化されます。二十九年ですから、三十四年まで猶予を持って事業を収束しなさいということになるわけです。あるいはそれができない場合、旧組合は新法の施行の日から起算して五年以内にその組織を変更して、新法の土地区画整理組合になることもできる道も開かれます。

ただ、この規定による土地区画整理組合というのは、名古屋市中では、八事南部組合がこれを適用し新たな組合として継続しましたけれども、それ以外は事業を収束する方向へ向かった状況でございます。

それでは、二十九年に新しい土地区画整理法ができて、それに伴う事業がどう立ち上がってきたかという話に移らせていただきます。

昭和二十年から四十年まで、戦後も盛んに名古屋市で土地区画整理が行われますが、その背景を少し考えてみたいと思います。最初に取り上げますのは、昭和三十年代に、市域面積が大きく拡大したことでございます。名古屋市の市域面積は、昭和二十年初めには一六四平方キロでしたが昭和四十年までに大体三二四平方キロ、現在

大体三二六ぐらいですから、ほぼ現在の市域面積に近い状況までに到達しております。昭和三十年代前半で猪高、

天白、楠、山田、富田、南陽が合併をしました。それから後半の三十八年から三十九年にかけて、守山、鳴海、あるいは有松、大高が名古屋市に合併をしています。名古屋市も旧法の土地区画整理では既成市街地を中心に事業をやっていたのですけれども、新しい市街地が合併したことで、土地区画整理は、新市街地に広がりを見せます。

もう一つ土地区画整理を活発にした要因を考えますと、戦後の世帯数の大幅な増加をあげることができると思っています。土地区画整理というのは、御存じのように宅地供給という側面を持っていますので、宅地需要がないと土地区画整理は活発になりません。戦後の名古屋市の世帯数の推移を見ますと昭和二十年から四十年にかけて、大体二十年が十五万三千世帯あつたのですが、これが昭和四十年になりますと四十九万五千世帯で、約三・二倍に伸びております。かなり大きな宅地需要があつただろうと推測されます。

地域の拡大、世帯数の増加を外的な要因としますと、もう一つ土地区画整理を促進する直接的な要因として、地方自治法の一部を改正する法律の施行をあげることができると思っています。土地区画整理は三十一年までは事業の許認可権が県にありました。この改正によりまして、政令指定都市の長が許認可権を持つ形になりました。名古屋市に許認可権が移つたことが、もう一つ土地区画整理事業を活発にした背景としてあると思えます。実際には昭和三十一年に、当時名古屋市の建設局の中に区画整理係が誕生しておりますし、昭和三十三年には計画局の中に区画整理課という組織が生まれております。そういう形で、市の中に指導体制もすっかりできてきたとい

うのが、活発にしてきた背景の一つとして挙げてもいいのではないかと思います。

昭和二十九年に成立した土地区画整理法にはこれから個人あるいは組合を設立しようとする者または設立した組合は、都道府県あるいは市町村に対して技術援助を要請することができるという土地区画整理法の第七十五条の技術援助に関する規定が盛り込まれます。これを受けて、測量費あるいは権利調査費、設計費というお金を市が予算を組んで、技術援助をする形の道が開かれてきます。

特に名古屋市で目覚ましい市街地の発展が見られた東部方面で土地区画整理が活発になった理由として、猪高西山土地区画整理事業という名前が出てきます。これは組合の土地区画整理ではありません。昭和三十年に日本住宅公団法ができて、公団が土地区画整理を施行することができるという規定ができたわけでございますけれども、名古屋市では直接公団が施行を行わず、市に要請をしまして名古屋市長施行として事業を行ない、それに公団が協力するという形を取り事業が行われました。これが成功することによって、その後の東部の組合施行の土地区画整理が活発になったと言われています。

このようにして土地区画整理をやる背景が次第にそろっていく訳です。

また、昭和三十八年には貸付金制度が生まれます。ご存知のように土地区画整理は、保留地を処分することによって初めて事業費を回収する仕組みですので、最初の準備あるいは事業に入った段階で、資金は借入金などでやる形をとらざるを得ない状況でございます。当然、金融機関から借り入れると利子がつきます。その負担が大きいいこともありまして、それを何とか無利子貸付制度がで

きないかといろいろ運動した結果、昭和三十八年に土地区画整理法の一部を改正することによって無利子貸付の道が開かれます。例えば、新たに相当規模の住宅をつくる場合とか、あるいは都市計画の道路などを含む場合とか、いろいろ条件はありますが、それを満たせば無利子貸付制度の道が開けたということになります。

昭和三十一年から三十九年までの名古屋市の土地区画整理に行った助成等の実績を整理しますと、技術援助の実績としてはトータルで七十二組合。重複している部分があるので、実際に組合数としてはもう少し少ないと思います。金額としてはトータルで七千七百万円ぐらい、それほど大きな金額ではありませんけれども、いずれにしても測量費あるいは権利調査費、あるいは設計費が技術援助を受けることができる形になります。それと三十八年にできました組合に対する無利子貸付金の実績が三十八年からトータルで二十六、この無利子貸付制度を使って組合ができる形になってきております。

そういう背景がありまして、土地区画整理が実際どう立ち上がったかを最後に説明いたします。三十二年から三十九年の中で大体四十七組合が設立されています。最初の三十二、三十三、三十四年ぐらいは一組合か二組合ぐらいしか設立されておられません。三十五年が十二組合、三十六年が四組合、三十七年が十一組合、大体二桁の数字の組合が設立されてきております。

もう少し細かく土地区画整理を見ますと、新法による土地区画整理の第一号は、高杉区画整理組合でございます。それから烏森、稲葉地西部、あるいは岩塚という西部のところで新法の土地区画整理を使った事業が立ち上がってきます。これはどちらかというと規模は小さくて、市街地の中の事業です。

昭和三十年代になって市域が合併したと申しましたけれども、合併した区域で最初に土地区画整理が生まれてくるのが西区の山田町の地域でございます。これが第二期になりますけれども、これは名古屋駅からかなり近い四キロから五キロぐらい、庄内川を挟んでいるという不利な条件はありますけれども、名鉄が通っていると、二十二号線のバイパスが通っていると、交通面でもかなり便利な地域でございました。また、どちらかというと農地で平坦な地形でございますので、比較的土地区画整理がなじみやすかったといえると思います。

そういうこともありまして、昭和三十五年に大野木あるいは上小田井を皮切りとしまして、その後、比良とか中小田井、中小田井第二とかかなり活発に土地区画整理が立ち上がってきます。一方名古屋東部方面、これは先ほど説明しましたように、猪高西山土地区画整理を起爆剤にしまして、この東部地域は当時まだそれほど交通の便もよくなく、あるいは丘陵地で起伏に富んでおり、なかなか土地区画整理がなじむのかどうか、判断が難しかったと聞いておりますけれども、公団が宅地開発を成功させることによつて、その後小さい組合でございませけれども、大廻間とか大廻間南部が立ち上がってまいります。これらの土地区画整理は上下水道あるいはガスの完備など当時の土地区画整理としては水準の高い事業だったと聞いておりますけれども、それが瞬く間に市街化が進み、

その後の土地区画整理の推進に大きく貢献しました。そういうこともありまして、土地区画整理が東部方面でも十分成立するという機運が高まり、その後猪子石や西一社などでかなり大規模な土地区画整理が生まれてまいります。

それからもう一つ目を転じて、旧天白の地域につきま

しても同じ状況が生まれてきます。天白の場合は、中根とか弥富あるいは八事南部が市街地の中ですけれども、戦前から、土地区画整理の実績を持っていたこともありまして、新法の土地区画整理ができた後で活発に下八事あるいは野並、中根南部という組合が設立されてきます。新法の土地区画整理においては、新しい三十年代、どちらかというと既成市街地に面した地域で土地区画整理の先鞭がつけられましたが、その後新しく名古屋市に合併した新市街地に広がり、その流れが昭和四十年、五十年、平成に入りましてほとんど市域の外側に向かって組合の土地区画整理は進む状況が生まれていきました。昭和三十年代はちょうどその先鞭をつける事業の萌芽期であつたと思います。

そういうことで、最初にご説明しましたように、耕地整理や旧法における土地区画整理の収束と、一方では新法における新たな区画整理の立ち上がりの萌芽が、ちょうど昭和二十年代から三十年代にかけていわば事業の入れ替えが起こった時期であつたということがわかりただけだと思います。

### 資料編刊行計画（予定）

- 平成二十一年度 近世2
- 平成二十二年度 現代、近世3
- 平成二十三年度 考古2、近代3

# 『新修 名古屋市史』資料編(4巻)・本文編(全10巻)発売中

『新修名古屋市史』は現在の名古屋市域を対象とした、原始・古代から現代に至るはじめての通史です。図・表・写真を豊富に取り入れ、最新の研究成果を踏まえつつ、平易に読める市民のための市史として本文編全10巻を発売しています。

また、本文編に引き続いて、資料編(全11巻)の刊行を予定しています。現在までに資料編を4巻刊行しており、この5月には資料編「近代2」「民俗」の販売の開始を予定しています。



## ●巻構成

資料編(監修者 元愛知県立大学長 塩澤 君夫)

巻	時代等	編集委員(肩書きは当時のもの)	頁数・付図等
近代1	明治4年～40年頃	名城大学非常勤講師 小林 賢治	915頁
近世1	尾張藩創設～明治4年	愛知学院大学名誉教授 林 董一	968頁
考古1	旧石器～古墳時代	愛知県立松蔭高等学校長 加藤 安信	965頁
自然	自然編	名古屋大学教授 海津 正倫	548頁 オールカラー 目録 228頁
近代2	大正～昭和時代(戦前)	名古屋学院大学教授 笠井 雅直	約1,000頁 平成21年5月販売開始の予定
民俗	民俗編	元名古屋芸術大学非常勤講師 津田 豊彦	約1,000頁 平成21年5月販売開始の予定

本文編(監修者 学習院大学名誉教授 故大石 慎三郎)

巻	時代等	編集委員(肩書きは当時のもの)	頁数・付図等
第1巻	旧石器～平安時代	日本福祉大学 福岡 猛志	894頁 遺跡地名表・遺跡分布地図
第2巻	鎌倉～安土・桃山時代	名古屋大学教授 三鬼清一郎	868頁 円覚寺領尾張国富田荘絵図 他2点
第3巻	江戸時代前期	愛知学院大学教授 林 董一	984頁 享元絵巻 他2点
第4巻	江戸時代後期	愛知教育大学名誉教授 吉永 昭	922頁
第5巻	明治時代	前愛知県立大学長 塩澤 君夫 (金城学院大学教授) 故近藤 哲生	931頁 改正愛知縣名古屋明細圖 他2点
第6巻	大正～昭和時代(戦前)	(金城学院大学教授) 故近藤 哲生	945頁 名古屋市實測圖 他2点
第7巻	昭和時代(戦後)	元名古屋市博物館副館長 久住 典夫	1,017頁
第8巻	自然編	名古屋大学教授 海津 正倫	428頁 オールカラー
第9巻	民俗編	名古屋芸術大学非常勤講師 津田 豊彦	924頁
第10巻	年表・索引		450頁 「別添」CD-ROM

●定 価 各巻4,500円

●販売方法 市民情報センター内販売コーナー(市役所西庁舎1階)、市政資料館、名古屋場内正門横売店、名古屋都市センターまちづくりライブラリー(金山南ビル12階)、市内一部書店で販売しています。

●お問い合わせ先 名古屋市市政資料館 〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目3番地  
TEL(052)953-0051 FAX(052)953-4398

## 表紙の説明



第十回関西府県聯合共進会全図 明治43年  
(名古屋市市政資料館所蔵)

第十回関西府県連合共進会は、鶴舞の地で明治43年3月16日から6月13日までの90日間を会期として開催されました。

明治43年は築城から300年にあたり、記念行事として開府三百年祭や祝賀式が行われるとともに、記念館・噴水塔・演舞場・奏楽堂も建設されています。

この共進会は、会場の面積、建物の総面積、出品数のどれをとっても旧来の規模を大きく上回るもので、来場者は260万人に達するものでした。

# 公文書等の公開について（市政資料館の閲覧室で閲覧・複写していただけます。）

## ○「公文書」の公開

市政資料館では、明治期から昭和期に至る名古屋市の公文書を整理・保存し、公開（閲覧・複写）しています。平成20年度は、昭和52年度までに完結し整理の終了した公文書707簿冊を新たに公開しました。このうち、68簿冊については個人情報等を保護するため、簿冊の一部を利用制限しています。これまでの公開分とあわせて、9,404冊が利用できます。

### 〔新たに公開した主な公文書〕

\*「 」内は簿冊名、( )内は簿冊の完結年度

①耕地整理法により設立された耕地整理組合や、旧法（大正8年制定都市計画法）により設立された土地区画整理組合の区画整理事業文書で、名古屋の街づくりの歴史がわかる資料です。

「八事土地区画整理組合関係書類」（昭和10年度）／「組合会決議書類綴 川中耕地整理組合」（昭和11年度）

「瑞穂耕地整理組合換地処分関係書類」（昭和20年度）

「換地処分関係綴 大江土地区画整理組合」（昭和24年度）

「笠寺土地区画整理組合の設計変更認可申請書類」（昭和26年度）

「瓶杣土地区画整理組合関係書類」（昭和31年度）／「荒子土地区画整理組合関係書類」（昭和35年度）

②昭和30年に土地区画整理法が施行され、周辺6ヶ町村（猪高村、天白村、楠村、山田村、富田町、南陽町）の市域への編入もあり、新しい地域を中心に設立されていった区画整理組合関係の資料です。

「設計認可申請書（設立認可） 高針土地区画整理組合」（昭和38年度）

「報告書類 七反田土地区画整理組合」（昭和41年度）

「事業計画変更認可申請書類 藤森東部土地区画整理組合」（昭和44年度）

「報告書類 中小田井第二土地区画整理組合」（昭和45年度）

「事業計画変更認可申請書類 大蒲土地区画整理組合」（昭和46年度）

「公園管理引継申請書 瓶ノ井土地区画整理組合」（昭和48年度）

「報告書類 上螺貝土地区画整理組合」（昭和49年度）

## ○「行政資料」の公開

名古屋市が発行した刊行物や地図・写真など56,998冊（平成20年12月末時点）が利用できます。

## ○「市史資料」の公開

新修名古屋市の編さん過程で収集した資料のうち整理が終わったものを複製（紙焼本）により1,898冊公開しています（個人情報等を保護するため、資料の一部を利用制限しています。）

## ☆新修名古屋市の本文編・資料編

## ☆公文書等の公開

## ☆集会室・展示室の利用

## ☆国の重要文化財「旧名古屋控訴院・地方裁判所・区裁判所庁舎」の公開

### ○お問い合わせ先

名古屋市市政資料館  
〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目3番地  
TEL (052)953-0051 FAX (052)953-4398

### ○利用のご案内

#### ●開館時間

午前9時～午後5時

#### ●休館日

- ・月曜日（休日の場合はその直後の平日）
- ・毎月第3木曜日（休日の場合は第4木曜日）
- ・12月29日～1月3日

#### ●ホームページ

(<http://www.city.nagoya.jp/shisei/ippan/siryokan/>)

公文書目録のダウンロードや集会室・展示室の予約状況などがご覧いただけます。

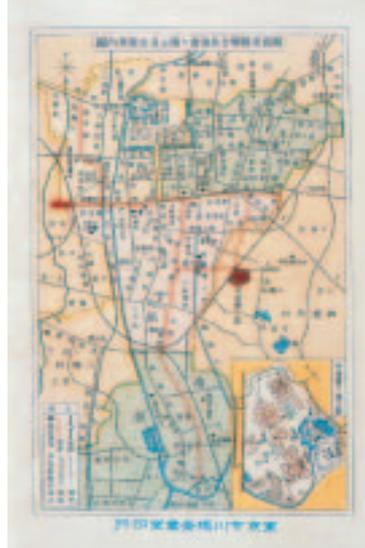


# 資料編「近代2」「民俗」刊行のお知らせ

資料編「近代2」「民俗」が刊行されます。既に刊行されている本文編第六巻・第九巻と併せてご覧ください。

資料編「近代2」

体裁 B5判 約千頁 上製本 箱入り



関西府県聯合共進会々場及び名古屋案内図  
(名古屋市市政資料館所蔵)

資料編「民俗」

体裁 B5判 約千頁 上製本 箱入り



東照宮祭 二福神車  
張州雑志より  
(名古屋市蓬左文庫所蔵)

(平成二十一年五月販売開始予定)  
各巻 定価 四千五百円

## 資料編「近代2」目次

### 第一編 近代都市名古屋の発展

- 第一章 都市計画構想と市域拡張の実施
  - 第一節 関西府県聯合共進会と都市基盤の整備
  - 第二節 市区改正方案の策定と郊外の開発の展開
  - 第三節 市区改正から都市計画へ
  - 第四節 都市計画区域の策定と隣接町村の編入
  - 第五節 市内における鉄道敷設
- 第二章 都市経営の展開と市政
  - 第一節 市域の拡大と市政
  - 第二節 市政の展開
  - 第三節 社会事業の開始
  - 第四節 都市独占事業と報償契約
- 第三章 工業の拡大と市民生活
  - 第一節 工業の変容と拡大
  - 第二節 商業の発展と市民生活
  - 第三節 農業と農村

### 第二編 百万都市への成長

- 第一章 名古屋都市計画の実施
  - 第一節 十六か町村編入後の都市計画
  - 第二節 区画整理事業の展開
  - 第三節 名古屋城郭陸軍用地の利用と都市計画
  - 第四節 新市域の住宅地開発
- 第二章 「大名古屋」の市政
  - 第一節 都市行政の拡大と市民
  - 第二節 市政の膨脹
  - 第三節 社会事業の展開
  - 第四節 市営電車事業及び都市独占事業の展開
  - 第五節 市域拡張と名古屋市会
- 第三章 工業都市名古屋の成立と市民生活
  - 第一節 中京工業地帯への歩みと工業
  - 第二節 市民生活の変貌と商業
  - 第三節 農業と漁業

## 資料編「民俗」目次

### 第一部 祭礼資料編

- 第一章 総説
- 第二章 祭礼図
- 第三章 東照宮祭
  - 第一節 東照宮御神事記 第二節 御祭礼全書
  - 第三節 伊藤次郎左衛門家資料
- 第四章 熱田天王祭
  - 第一節 八ヶ村祭礼之覚

### 第二部 民俗調査資料編

- 第一章 自然
  - 第一節 景観・水環境 第二節 開発と災害
  - 第三節 気象・動植物
- 第二章 社会生活
  - 第一節 村の社会生活 第二節 町の社会生活
  - 第三章 生産
    - 第一節 農業 第二節 漁業
    - 第三節 亜炭採掘
  - 第四章 商工業
    - 第一節 商家のくらし 第二節 職人の民俗
  - 第五章 衣生活
  - 第六章 食生活
  - 第七章 住居
    - 第一節 農村の住まい 第二節 町場の住まい
    - 第三節 建築工程と儀礼・俗信
  - 第八章 人の一生
    - 第一節 婚姻 第二節 産育
    - 第三節 葬送
  - 第九章 年中行事
    - 第一節 正月行事 第二節 春の行事
    - 第三節 夏の行事 第四節 盆行事
    - 第五節 秋の行事 第六節 冬の行事
  - 第十章 信仰
    - 第一節 神社の信仰 第二節 寺院の信仰
    - 第三節 組と家の神仏 第四節 民間信仰
    - 第五節 登拝・巡礼・参拝
    - 第六節 信仰の諸相